

遺言信託（ペット安心特約付）でできること



できること その1

ペットのための遺言について、事前のご相談から遺言書の保管・遺言の執行まで三井住友信託銀行が責任をもってお引受けします。

遺言によって民法の法定相続分と異なる相続分の指定ができるため、ペットのお世話をしてくれる人に飼育費等を遺すことができます。万が一に備えてペットのことをお世話してくれる人をお願いするための遺言を準備しておきましょう。

相続発生後、三井住友信託銀行が遺言執行者（*1）として遺言書に従った遺産分割を行い、飼い主さまの想いを実現します。



できること その2

ペットの引き渡しを依頼できる一般社団法人をご紹介します。

相続発生時に、お世話してくれる人へのご連絡やペットの搬送・一時預かりや引き渡しを行うこと（死後事務）を依頼できる一般社団法人安心サポートをご紹介します。

●一般社団法人安心サポートは、三井住友信託銀行および三井住友トラスト・ホールディングスにより、高齢者に関連する福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。

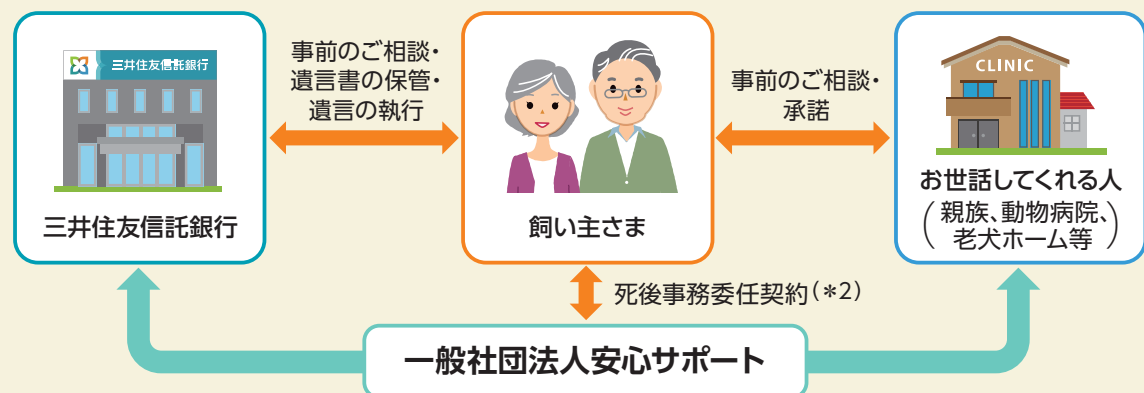


できること その3

将来に備えて「ペット手帳」をお預りします。

その後もペットが幸せに暮らしていけるようお世話をしてくれる人に必要な情報をお伝えします。

〔遺言信託（ペット安心特約付）の仕組み〕



*1 相続発生時に遺言に基づく財産の分割手続き（ペットに関しては、お世話してくれる人への資金交付）を行います。
*2 相続発生時にペットをお世話してくれる人に引き渡す事務を委任する契約（死後事務委任契約）を生前に締結します。

「ペット手帳」を作っておきましょう

ペット手帳とは…。

あなたが先立つその日がきたらペット（「うちの子」）はとても不安で、寂しい思いでいるでしょう。

でもペットは、言葉を話すことができません。

あなたをたくさん幸せにしてくれた「うちの子」が無事で暮らせるように…。

一日も早く、新しい生活に慣れることができるよう、

あなたの知っている「うちの子」のこと。

精一杯書き遺してあげてください。

ペット手帳・緊急連絡カード



ペット手帳目次

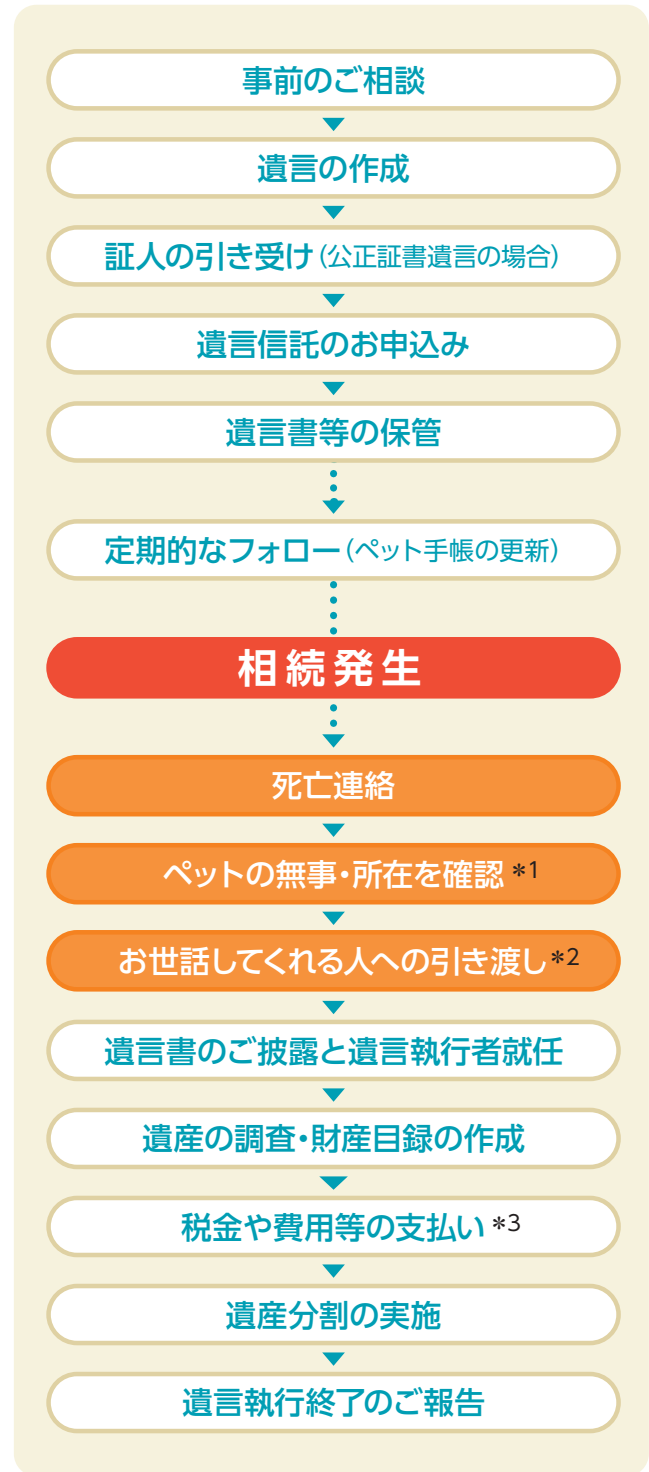
- 🐾 ペットのこと
- 🐾 健康にかかわること
- 🐾 性格や特技のこと
- 🐾 食事のこと
- 🐾 飼育環境のこと
- 🐾 伝えておきたいこと

■ 遺言信託のご契約と同時にお預りいたします。その後は状況の変化に応じて内容を更新いただくことができます。
■ 相続発生後、お預りした「ペット手帳」は、ペットをお世話してくれる人にお渡しします。

商品概要 遺言信託(ペット安心特約付)

ご相談から遺言執行までの流れ

万が一の時のために、今から準備できることがあります。



- 三井住友信託銀行が行います
- 一般社団法人安心サポートが行います

- *1 原則として、ご自宅を確認します。
- *2 ペット手帳は三井住友信託銀行もしくは一般社団法人安心サポートがペットのお世話をしてくれる人にお渡しします。
- *3 三井住友信託銀行の遺言執行報酬や一般社団法人安心サポートの報酬や実費等の支払を含みます。

遺言信託(ペット安心特約付)のご留意事項

- 個体特定ができるマイクロチップを装着済みの犬、猫が対象です(マイクロチップデータ登録完了通知書等をご提出いただきます)。またペットの数には上限がございます。種類や飼育状況によっては、お引き受けできない場合がありますので、あらかじめご留意ください。
- お世話をしてくれる人は、個人の他、老犬ホームや動物愛護団体等の法人も選択できますが、遺言信託のご契約時に書面による承諾が必要です。詳しくは窓口までお問い合わせください。
- 死後事務委任契約はお客さまと一般社団法人安心サポートとの間で締結いただきます。三井住友信託銀行は契約の媒介や代理を行うものではなく、個人情報相互利用および書面の取次ぎのみを行います。
- 遺言信託に係る手数料等の他に、一般社団法人安心サポートに対する報酬および実費(ペットの搬送、一時預かり等に係る費用)がかかります。詳しくは一般社団法人安心サポートの説明書をご確認ください。
- 遺言信託のご契約や死後事務委任契約の締結にあたっては審査があります。その結果、お客さまのご要望に沿いかねる場合があります。



手数料等

(全て消費税等込み)

遺言信託(ペット安心特約付)では、手数料等のお支払い方法をプランⅠとプランⅡからご選択いただけます。

プランⅠ	プランⅡ
基本手数料を抑えた手数料プランです。	お支払総額を抑えた手数料プランです。

1 お申込時

ペット安心特約 基本手数料	プランⅠ 440,000円	プランⅡ 990,000円
------------------	---------------	---------------

※プランⅠの場合、ご契約から次の4月末日までの保管料(年間6,600円の保管料を月割で計算)をお支払いいただきます。
 ※別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。
 ※遺言信託基本手数料にペット安心特約による追加基本手数料を加算した金額です。ペット2頭目から1頭ごとに55,000円が加算されます。基本手数料等は、中途解約された時や当社が遺言執行者の就任を辞退した時でも返戻されません。

2 遺言書保管中

遺言書保管料	プランⅠ 年 6,600円	プランⅡ 無料
--------	---------------	---------

※プランⅠの場合、毎年4月末日に預金口座より自動引き落としします。

3 遺言書変更時

遺言信託変更手数料	プランⅠ	プランⅡ	とも 55,000円
-----------	------	------	------------

※遺言書を変更される場合に必要となります。

4 遺言執行時

遺言執行報酬	相続・遺贈財産に係る当社所定の相続財産評価額(※)(消極財産控除前)に対して、	
	プランⅠ A、Bの計算を行った合計額とします。 〔最低報酬額は上記算式に関わらず、 1,100,000円といたします。〕	プランⅡ A、Bの計算を行った合計額から 770,000円を差し引いた金額とします。 〔最低報酬額は上記算式に関わらず、 330,000円といたします。〕

A 当社にて契約中の預金・信託商品などの金銭債権および当社が募集・販売・仲介した投資信託・国債・保険商品・金融商品などに対して ……………0.33%

B 上記A以外の財産に対して

- 5,000万円以下の部分 …………… 2.20%
- 5,000万円超1億円以下の部分 …………… 1.65%
- 1億円超2億円以下の部分 …………… 1.10%
- 2億円超3億円以下の部分 …………… 0.88%
- 3億円超5億円以下の部分 …………… 0.66%
- 5億円超10億円以下の部分 …………… 0.44%
- 10億円超の部分 …………… 0.33%

※遺言執行に際し、特別の手続きを要する場合は、規定の報酬以外に別途、特別の執行報酬をいただく場合があります。
 (例:海外に相続人がいる場合の海外渡航費用など)

◆ その他諸費用

以下の費用をはじめ遺言執行に必要な実費はお客さまのご負担となります。

- 不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- 鑑定評価手数料
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- 不動産売却手数料
- 預貯金などの残高証明書の発行手数料

※準確定申告、相続税申告などにかかる税理士報酬などが必要な場合があります。

(※) 相続財産評価額の例

- ① **不動産**: 固定資産税評価額とします。
- ② **金融資産**: 各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。
 - 口数や基準価額の表示のみの場合は、それらを乗じた金額とします。
 - 非上場株式は、税理士などにより評価額計算が行われている場合はその金額の評価額とし、評価額の算定がない場合は一株あたりの資本金額に株数を乗じた金額を評価額とします。
- ③ **保険契約に関する権利(生命保険、損害保険)**: 保険会社による解約返戻金相当額を評価額とします。